

令和4年4月20日までに届出直しが必要となる施設基準

下記の改正された施設基準について、令和4年4月1日以降に算定する場合は、届出が必要ですので関東信越厚生局東京事務所に令和4年4月20日（必着）までに郵送による提出をお願いします。

【基本診療料】

- 歯科診療特別対応連携加算
- 感染対策向上加算 1
- 感染対策向上加算 2
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 後発医薬品使用体制加算 2
- 後発医薬品使用体制加算 3
- 病棟薬剤業務実施加算 1（小児入院医療管理料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する場合に限る。）

【特掲診療料】

- がんゲノムプロファイリング検査
- BRCA 1/2 遺伝子検査
- 血流予備量比コンピューター断層撮影
- 外来後発医薬品使用体制加算 1
- 外来後発医薬品使用体制加算 2
- 外来後発医薬品使用体制加算 3
- 摂食嚥下機能回復体制加算 1
- 摂食嚥下機能回復体制加算 2
- 摂食嚥下機能回復体制加算 3

- ☆ 届出様式は関東信越厚生局のホームページからダウンロードして使用してください。
- ☆ 注意が必要な主な施設基準のみ記載していますので、詳細は告示・通知をご覧ください。
また、今後、告示・通知の訂正がある場合が考えられますので、ご注意ください。
- ☆ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送で余裕を持ったの提出をお願いします。

提出・照会先：〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階
関東信越厚生局 東京事務所 審査課
TEL03-6692-5119